

# **語学指導等を行う外国青年招致事業に係る外国語指導助手(ALT) 派遣業務契約提案書募集要項**

本県の外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図るため、語学指導等を行う外国青年招致事業の一部を派遣業務として実施します。

については、公募型プロポーザルを実施し、条件を満たすもののうち最も優れていると考えられる提案を行った事業者を契約候補者として選定します。

## **1 事業概要**

- (1) 事業名：語学指導等を行う外国青年招致事業に係る外国語指導助手（ALT）派遣業務
- (2) 事業内容：外国語指導助手（ALT）の業務の一部を派遣業務として実施する
- (3) 派遣期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 配置校数：164校程度（県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校）
- (5) 就業時間：全日制の課程は午前8時から午後4時30分までの間で、定時制の課程は午後1時から午後9時までの間で、それぞれ原則として5時間50分以上

## **2 企画提案書の提出者に要求される資格**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という。）第5条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) この公募開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 千葉県物品等入札参加資格（委託）に登録されている者であること。
- (5) 以下に掲げる条件を満たすこと。
  - ア 千葉県下全域に外国語指導助手（ALT）を配置できること。
  - イ 概ね46人程度の外国語指導助手（ALT）を常時配置できること。

## **3 委託金額（予定上限額）**

205,062,000円（消費税及び地方消費税込）

## **4 事前説明会**

- (1) 日 時：令和8年2月9日（月）午後1時30分から
- (2) 実施方法：オンライン
- (3) その他：参加を希望する場合は2月4日（水）午後5時までに、担当宛て電話で連絡の上、別添申込書を下記応募先メールアドレスに電子メールで送付してください。なお、説明会に参加しない場合でも、当該事業への応募は可能です。

## 5 参加手続

プロポーザルに参加を希望する場合は、下記 6 の「選定基準」に係る企画提案書を別紙様式により作成し、提出してください。

なお、このプロポーザルに関して質問のある場合には、次により受け付けることとします。

### (1) 質問書の提出及び回答

#### ア 提出期限

令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 5 時まで（必着）

#### イ 提出方法

「質問書」（任意様式）を電子メールに添付し、下記問い合わせ先メールアドレス宛て送付

※未到着等の事故を防ぐため電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡してください。

※確認電話等のない場合で、締め切り日時までに受信していない質問については無効とします。

#### ウ 回答方法

2 月 4 日（水）午後 5 時までに提出された質問については、2 月 9 日の説明会で回答します。（予定）

説明会で回答できないものについては、後日集約して、2 月 12 日（木）午後 5 時までに県ホームページにおいて回答します。

### (2) 企画提案書の提出

#### ア 提出書類

- ・企画提案書（様式第 1 号）
- ・事業についての企画案（様式第 2 号）
- ・企画提案書の非開示願（様式第 3 号）※該当のある場合のみ提出
- ・業務経費見積書（消費税及び地方消費税込）

#### イ 提出期限：令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 5 時まで（必着）

#### ウ 提出方法：ちば電子申請サービスにより、電子データ（PDF 形式）を提出。 電子データでの提出が困難な場合、郵送等も可とする。

#### エ 提出部数：正本 1 部

#### オ その他：労働者派遣事業許可番号が確認できるよう作成してください。

## 6 選定基準

- (1) 学校教育に携わるにふさわしい企業理念の下、労働基準法をはじめとした法令等を遵守し、健全な経営を行っているか。
- (2) ALT を採用する際の基準は適切か（英語教育への熱意、語学教師としての経験、母語が英語であるか、あるいは同等の能力を有しているか等）。
- (3) ALT としての経験をどの程度有している人材か（採用後、ALT として勤務をどの程度継続しているか）。
- (4) ALT を採用後、ALT の指導力向上や服務順守（児童生徒への非違行為の禁止等を含む。）のために行う研修等の頻度や内容はどのようなものか。
- (5) 特別支援学校の児童生徒や、英語を使った活動に消極的な児童生徒など、支援の必要な児童生徒への対応力はどうか。そのために、どのような研修を行うか。

- (6) 「外国語による発信力育成のためのモデル事業」をはじめとする、グローバルに活躍する人材育成のため、授業の内外でどのように参画できるか。そのために、どのような研修を行うか。
- (7) 千葉県全域にわたり、必要に応じて仏・中・韓国語を含む46名程度の外国語指導助手を常時配置でき、欠員が生じた場合は迅速に対応できる体制となっているか。
- (8) 1日に対応可能な授業時数はどの程度か。担当教員との打合せや、授業外の指導にも対応可能な勤務時間か。
- (9) 外国語指導助手に不測の事態等が起こった際に、速やかに学校へ連絡が取れる体制となっているか、また、学校からの要望や苦情等に真摯にかつ迅速に対応できるか。
- (10) 県内の市町村教育委員会や他県での業務実績は確かなものか。

## 7 選考方法

- (1) 選考は、派遣業務契約業者選定委員会において、「選定基準」に基づき実施します。
- (2) 参加資格を有する応募者の数が4者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施します。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選定委員会に参加をする3者を選定します。
- (3) 検討結果については、業者に別途通知するとともに、県ホームページにて公表します。

## 8 派遣業務契約業者選定委員会の実施

- (1) 日 時：令和8年2月27日（金）午後1時30分から
- (2) 実施方法：オンライン
- (3) 提案時間：1者20分以内

## 9 その他

- (1) 提出された書類等は選定委員に送付し、破棄するよう依頼します。返却はしません。
- (2) 本プロポーザルに係る提案等に要する経費は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は、必要に応じて複写します。なお、使用目的は県庁内及び選定委員会内での選定に限ります。
- (4) 千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、提出された書類の内容を開示することができます。
- (5) 令和8年2月議会において、令和8年度当初予算が成立しない場合は、契約を行わないこととします。
- (6) 派遣法第26条第11項の規定を遵守できるよう、比較対象労働者の待遇情報をあらかじめ別紙のとおり提供するので、選定業者となった場合は派遣法の目的を果たすことのできる金額をもって見積書を提出してください。
- (7) 最終的な契約内容の詳細については、選考後、契約締結までの間に千葉県教育委員会と協議して決定します。

10 問合せ・応募先

千葉県教育庁教育振興部学習指導課教育課程指導室  
〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
電話 043-223-4060  
Eメール kysidou (アットマーク) mz.pref.chiba.lg.jp

※ (アットマーク) を@に変更し、送信してください。